



議案第九十六号

笏賀地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村 喬成

昭和五十七年拾月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字笏賀字中笏賀</p>	<p>大字笏賀字中笏賀のうち四二の二及び六八と一体をなす          国有地の一部以外の区域、大字笏賀字多門田七〇の一部、          七二の一部及び七一とこれらと国有地の一部並びに大字笏          賀字大畑一四二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字笏賀字多門田</p>	<p>大字笏賀字多門田のうち七〇の一部、七二の一部及び          七一とこれらと国有地の一部以外の区域並びに大字笏賀字          中笏賀四二の二及び六八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字笏賀字大畑</p>	<p>大字笏賀字大畑のうち一四二と一体をなす国有地の一部          以外の区域</p>
<p>大字笏賀字十京畑</p>	<p>大字笏賀字十京畑のうち一五三の二の一部及び一五三の          二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字笏賀字柿木通</p>	<p>大字笏賀字柿木通の全域及び大字笏賀字向山二四七の二</p>
<p>大字笏賀字向山</p>	<p>大字笏賀字向山のうち二四七の二以外の区域</p>
<p>大字笏賀字本笏賀</p>	<p>大字笏賀字本笏賀の全域並びに大字笏賀字十京畑一五三の二の一部及び一五三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字笏賀字鳥越坂</p>	<p>大字笏賀字鳥越坂のうち四八四の七、四八四の八及び四八七の四以外の区域</p>
<p>大字笏賀字東新田</p>	<p>大字笏賀字東新田のうち五二一の二の一部、五二五の二の一部、五二六の一部、五二七の一部、五二八、五二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字笏賀字鳥越坂四八四の七、四八四の八及び四八七の四</p>

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字笏賀字藤平</p>	<p>大字笏賀字藤平のうち五六二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字笏賀字東新田五二一の二の一部、五二五の一の一部、五二六の一部、五二七の一部、五二八、五二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笏賀字時信谷五六八の二及び五六八の三並びに大字笏賀字檀山五八二の一部、六〇六の一部、六一八の三から六一八の五まで、六一八の一、六一八の三六及び六一八の三七</p>
<p>大字笏賀字時信谷</p>	<p>大字笏賀字時信谷のうち五六八の二及び五六八の三以外の区域</p>
<p>大字笏賀字檀山</p>	<p>大字笏賀字檀山のうち五八二の一部、六〇六の一部、六一八の三から六一八の五まで、六一八の一、六一八の三六及び六一八の三七以外の区域並びに大字笏賀字藤平五六二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>